

小田原市建築確認等取扱規則の一部改正について

1 改正の理由

小田原市建築確認等取扱規則第12条では、建築基準法の施行のために必要な事項として定期報告を必要とする建築物やその報告周期等を定めています。

令和7年7月1日施行の定期報告制度に関する国土交通省告示の改正（※1）により、建築物の定期調査については建築物の損傷や腐食等の劣化状況及び不適切な改変行為等の確認を中心とした調査項目へ変更され、建築設備及び防火設備の定期検査についてはこれまで建築物の定期調査と重複していた設備の作動状況等の検査項目が移行されたことで、重複が解消される等の効率化が図られました。

この告示の改正に伴い、建築物の定期調査の目的が主に建築物全体の経年劣化等の維持管理の把握とされたことから、本市の建築物における定期報告の周期（※2）を見直すものです。

※1 告示の改正の内容は、下記URLの国土交通省のホームページを参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001860339.pdf>

※2 建築物の定期報告における周期は、6か月から3年以内で特定行政庁が指定する期間と定められています。

2 改正する規則

小田原市建築確認等取扱規則

3 改正の概要

(1) 建築物の定期報告の周期等の変更

建築物の定期報告の周期等を次のように変更します。なお、建築設備及び防火設備の定期報告の周期は、従前どおり毎年とします。

改正後	改正前
3年ごと。ただし、市長が必要と認める場合には、市長が定める時期。	毎年

(2) 建築物並びに建築設備及び防火設備の調査及び検査の時期の変更

建築物並びに建築設備及び防火設備の調査及び検査の時期を次のように変更します。

改正後	改正前
報告日の前3か月以内	報告日の前1か月以内

4 規則の施行日

令和8年4月1日（予定）